

令和6年度軽井沢町物品等入札参加資格審査申請について

軽井沢町が発注する物品の製造及び役務の提供等の競争入札に参加を希望される者は、町が付与する種別の入札参加資格を得る必要があります。

今回は、**令和5年度**を審査年度とし、**1年間（令和6年度）**の資格付与を対象とした審査を行います。

当町が発注する「制限付き一般競争入札」に参加希望をされる者は、必ず資格付与の審査を受けてください。

1 入札参加資格の種類

別添の営業品目区分表によります。

2 入札参加資格の有効期限

今回付与する入札参加資格の有効期限は、原則として**令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間**となります。

3 入札参加資格審査の申請要件

入札参加資格を希望する業種について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査基準日（**令和5年4月1日**）の直前の営業年度までの税金に未納額がないこと。
- (2) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合においては、許可又は認可等を得ていること。

4 競争入札に参加することができない者

以下に該当する方は入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
 - ア) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ) 破産者で復権を得ない者
 - ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後、軽井沢町財務規則第104条第1項に規定する期間を定める要綱に定める期間を経過しない者

5 申請の手続き

別添1のとおりです。

6 資格の付与

提出された参加資格審査申請書の審査を行い、要件等が満たされていれば申請どおり資格を付与します。また、要件等が満たされていなければ、後日連絡します。

7 資格付与後の手続き

別添2のとおりです。

8 その他

- (1) **申請書は、町で作成した様式とします。** 国や県などの様式では申請できません。
- (2) 受領書は用意しておりません。受領が必要な者は、各自で受領書を用意してください。(様式は問いません。また、郵送等の場合は返信用封筒を同封してください。)
- (3) 申請書受付後、内容に変更があった場合には、その都度別紙「申請書記載事項変更届」により必要事項を記載及び必要書類を添付し、遅滞なく提出してください。

(別添1)

申 請 の 手 続 き

1 申請書提出方法

申請書については、**軽井沢町独自様式に記載し**、原則として持参提出としますが、郵送等でも受付します（令和6年1月31日消印は有効）。なお、**提出にあたっては、申請書類に不備が無いかよく確認**してください。

2 受付期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）までとします。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

※上記期間以外は、一切受付いたしません（郵送の場合は、1月31日消印のものは受付いたします。）のでご了承ください。

3 提出場所

軽井沢町役場 総務課 契約管理係（④番窓口）

申請書については軽井沢町独自様式に記載し、原則として持参提出としますが、郵送等でも受付します。なお、提出にあたっては、申請書類に不備が無いかよく確認してください。

4 提出書類（別添の確認票により確認してください。）

- (1) 物品等入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加希望業種等記入票
- (3) 提出書類確認票
- (4) 誓約書
- (5) 営業許可・認可等の写し（法令に基づいて得た許可・認可等の証明書）
- (6) 提出年の直前2年の各営業年度における業務経歴書
- (7) 法人事業者の場合は履歴事項全部証明書又は、現在事項全部証明書（写し可）、
個人事業者の場合（町外業者に限る）は代表者の身分証明書（写し可）
- (8) 使用印鑑届
- (9) 印鑑証明書（写し可）
- (10) 納税証明書（法人税・消費税、事業税、市町村税等）（写し可）
- (11) 委任状又は社内規則（主たる営業所以外の営業所に入札を独自に参加する権限を与える場合のみ。）

※以下は、登録を希望する事業者のみ提出してください。また、必ず調書に有資格者名簿を添付してください。

(12) 印刷業者業務調書（別添調書）

(13) 清掃・廃棄物処理・保守点検業者等業務調書（別添調書）

5 提出部数

正本 1 部

6 留意事項

(1) **申請書が町の様式以外や、申請書類に不足や不備がある場合は受付できません。**

申請書の提出にあたっては、記載内容や添付書類をよく確認のうえ、ひも綴じをして提出してください。(ファイル等は不要です。)

なお、上記「4 提出書類」のうち、

(4) 誓約書

(7) 法人事業者の場合は履歴事項全部証明書、町外の個人事業者の場合は代表者の身分証明書

(8) 使用印鑑届

(9) 印鑑証明書

(10) 納税証明書

については、他の申請「建設工事」、「建設コンサルタント」をする場合は、最初の参加資格審査申請書に1部添付することにより、申請書ごとの提出を省略することができます。

(2) 委任状は代表者から直接委任されたものとし、委任期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

(委任先は、1者としてください。都合により2者以上となる場合は、申請時にその旨をお知らせください。)

(3) 証明書、履歴事項全部証明書等は提出日の3カ月以内に発行されたものに限りません。

(4) 申請書等の宛名は、「軽井沢町長 土屋 三千夫」としてください。

(5) この説明書には、申請記載事項に変更のあった際の届出様式等が添付されているので、申請書提出後も必ず保管しておいてください。

(6) 有効期間は1年間です。受付期間以外での申請受付は行いません。

7 問い合わせ先

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381-1

軽井沢町役場 総務課 契約管理係

TEL 0267-45-8914 (直通)

TEL 0267-45-8111 (代表) 内線 123

(別添2)

資格付与後の手続き等

1 入札参加資格の承継

入札参加資格者の法人成立、相続、会社の合併又は業務を譲り受けた場合においては、その入札参加資格の承継が認められることがあります。

詳しくは、総務課契約管理係へお問い合わせください。

2 申請事項の変更

入札参加資格が付与された後において、次の項目に変更があったときは、遅滞なく「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」及び「技術職員名簿」に、必要な書類を添付し提出してください。

(1) 本店、支店又は営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

(2) 商号又は名称

(3) 代表者又は受任者（支店長・営業所長等）

(4) 廃業又は営業所の廃止、休止

※上記(1)～(4)については、履歴事項全部証明書、委任状、変更事項を証する書類を添付して「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

3 指名停止・資格の取消

(1) 入札参加資格者又はその使用人が入札参加資格審査申請又は経営事項審査で虚偽の申請をした場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者等が暴力団関係者の場合等には、その状況に応じて一定期間指名の停止をします。

(2) 入札参加資格者が欠格事由に該当するに至った場合は、当該資格は取消されます。